

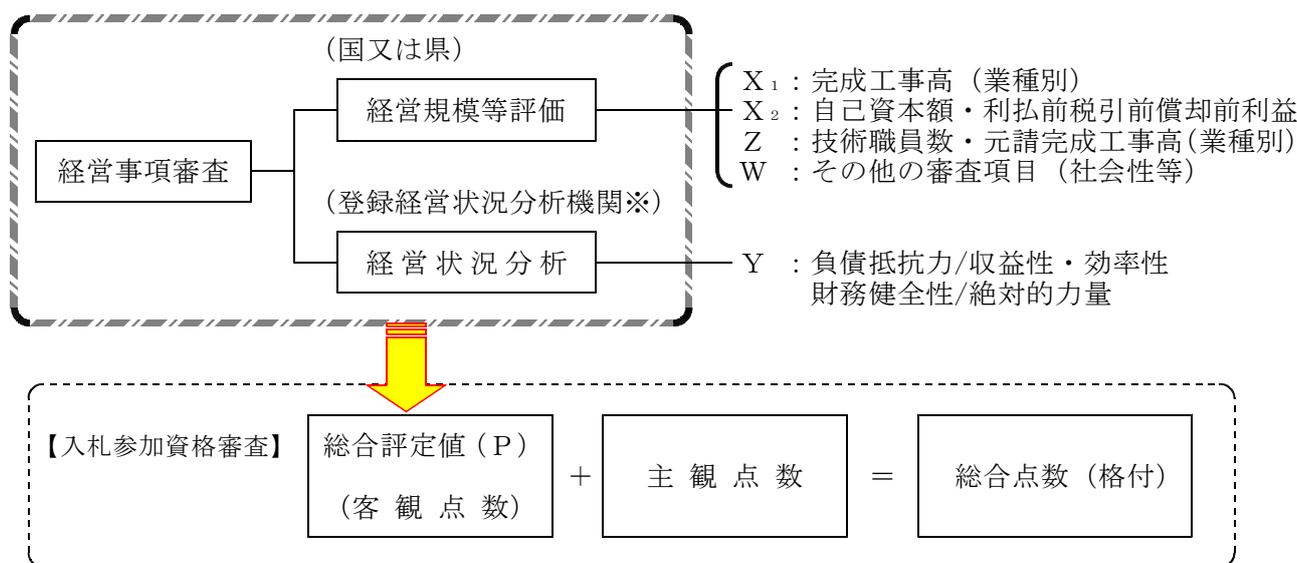
1 経営事項審査の概要

経営事項審査とは、建設業者の方が公共工事を直接請け負おうとする場合に受審が義務付けられている建設業法に規定された審査制度です。

また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年決算後4か月以内を目安に経営事項審査を受審する必要があります。

経営事項審査の総合評定値（P点）は、許可行政庁（国又は県）が審査を行った「経営規模等評価結果」と登録経営状況分析機関が審査を行った「経営状況分析結果」から算出されます。

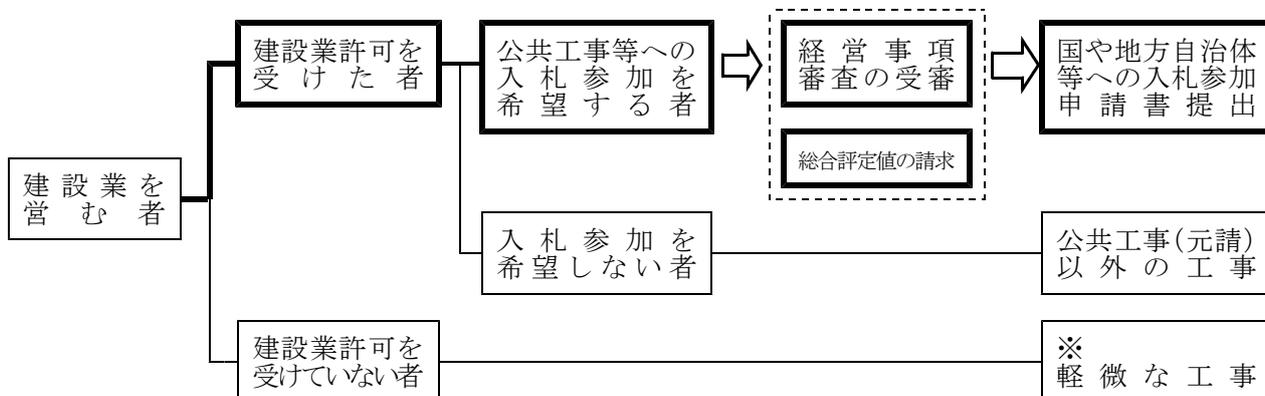
国・地方公共団体における入札参加資格審査においては、この総合評定値（客観点数）に各行政庁が独自の基準で算出した主観点数を加減算し、入札参加資格の格付けが行われます。



※登録経営状況分析機関とは、建設業法の規定に基づき国土交通省の登録を受けた機関です。

なお、経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役・罰金等の刑事罰に処せられるとともに、建設業の許可は取消しになります。（取消し後5年間許可を受けることはできません。）

<建設業者と経営事項審査の関係>



※軽微な工事：500万円に満たない工事、建築一式工事は1,500万円に満たない工事又は延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事

(1) 審査基準日

原則として、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が審査基準日となります。

また、新規設立業者で決算期が到来していない場合には、個人にあつては事業開始の日、法人にあつては会社設立の日が審査基準日となります。

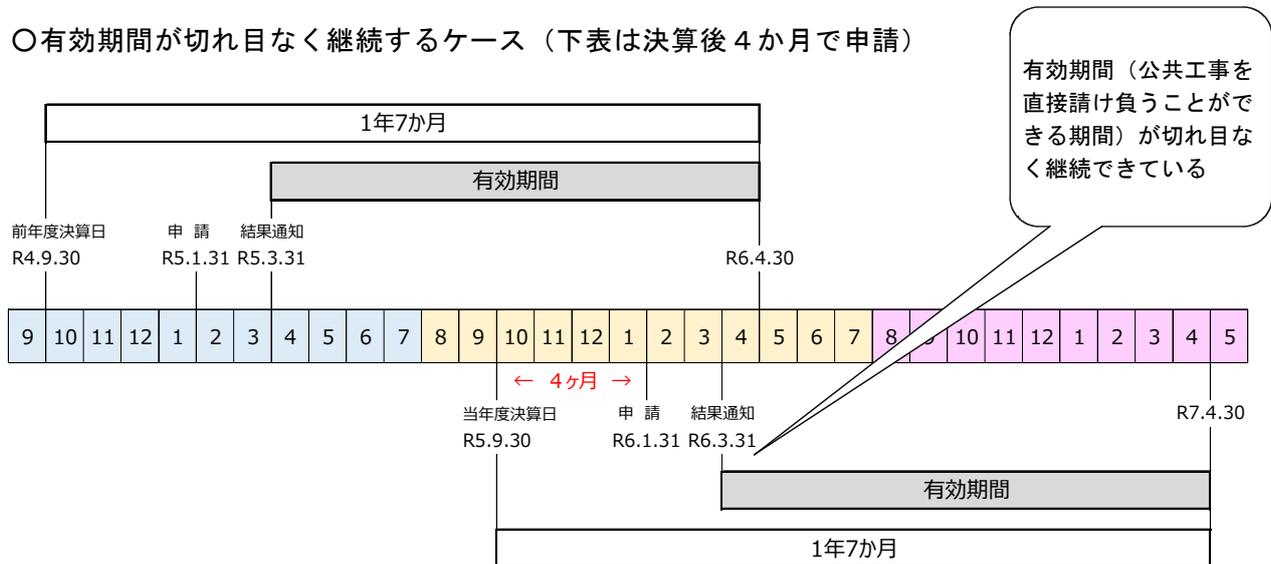
なお、特殊な事例（譲渡、合併、分割、相続）で経営事項審査を受審する場合は、事前に監理課建設業班までお問い合わせください。

(2) 有効期間

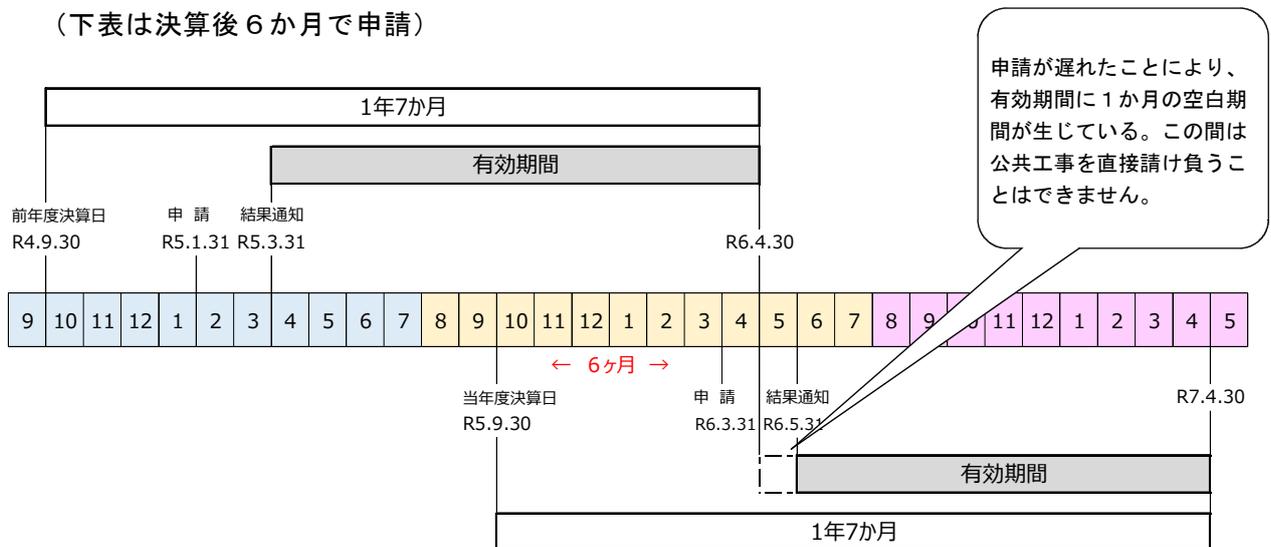
経営事項審査の有効期間は、経営事項審査結果通知の発行日から有効となり、その通知を受けた経営事項審査の審査基準日から1年7か月で満了となります。

申請の遅れにより結果通知書を受け取るのが遅れると、発注者から直接に公共工事を請け負うことができない期間が生じるので注意が必要です。

○有効期間が切れ目なく継続するケース（下表は決算後4か月で申請）



○申請が遅延したため、公共工事を請け負うことができない期間が発生するケース（下表は決算後6か月で申請）



(3) 審査項目

経営事項審査の項目は、①経営規模(X)、②経営状況(Y)、③技術力(Z)、④社会性等(W)から成っており、それぞれの評点を基に、下記の式により総合評定値(P)を算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

総合評定値(P) 最高点：2,159点、最低点：6点

項目区分	審査項目	項目区分ごとの点数	ウエイト	審査機関
①経営規模	(X ₁) ・ 工事種類別年間平均完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均)	X ₁ の点数 最高点 (1,000億円以上 2,309) 最低点 (1,000万円未満 397)	0.25	岡山県
	(X ₂) ・ 自己資本額(審査基準日現在の額又は直前2年の平均) ・ 利払前税引前償却前利益の額	X ₂ の点数 最高点 2,280 最低点 454	0.15	
②経営状況 (Y)	・ 負債抵抗力 (純支払利息比率・負債回転期間) ・ 収益性・効率性 (総資本売上総利益率・売上高経常利益率) ・ 財務健全性 (自己資本対固定資産比率・自己資本比率) ・ 絶対的力量 (営業キャッシュフロー・利益剰余金)	Y の点数 最高点 1,595 最低点 0	0.20	登録経営状況分析機関
③技術力 (Z)	・ 業種別技術職員数 (・ 1級国家資格者のうち監理技術者資格者証を有し監理技術者講習を受講……………6点 ・ 上記以外の1級国家資格者……………5点 ・ 監理技術者補佐……………4点 ・ 基幹技能者又はレベル4技能者…3点 ・ 2級技術者(レベル3技能者含む)……………2点 ・ その他の技術者……………1点) ・ 業種別元請完成工事高	Z の点数 最高点 2,441 最低点 456	0.25	岡山県
④その他の審査項目 (社会性等) (W)	・ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ・ 建設業の営業継続の状況 ・ 防災活動への貢献の状況 ・ 法令遵守の状況 ・ 建設業の経理の状況 ・ 研究開発の状況 ・ 建設機械の保有状況 ・ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	W の点数 最高点 2,073 最低点 △1,837 (令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請)	0.15	